主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は、請求人代理人弁護士金子光邦が差し出した控訴趣意書に記載してあるとおりであるから、これを引用し、これに対して当裁判所は、次のように判断する。

一、 理由不備の主張(控訴趣意第一点)について

所論は、千葉地方裁判所松戸支部が、被告人Aに対する有価証券偽造被告事件の判決主文中で、「押収してある約束手形一枚(同裁判所昭和五三年押第一四日確定)に表判(昭和五三年五月一〇日確定)に表記書で、請求人は、右の約束手形は、偽造部分をも含めて請求人の所有に属するものであるから、右の没収は、刑法一九条二項本文に違反するのみならず、刑事事件においる第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(以下「第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(以下「第三者所有物の取消を記述した。しかるに原判決は、判決理由の冒頭で、本件請求の趣旨及び理由を要が表した。しかるに原判決は、判決理由の冒頭で、本件請求の趣旨及び理由をであるにあたり、刑法一九条二項本文の違反の主張を明記していない点で不正確であるにあたり、不大会に関するにあたり、所法一九条二項本文の違反の主張を明記していない点で不正確で犯していまりにある。例述が第三者の所有に帰しているについてなんら判示していないから、原判決には理由不備の違法がある、というのである。

しかしながら、原判決は、判決理由中(3丁裏)において、「偽造文書は何人の所有にも属しない」すなわち、「何人もこれを真正な文書として主張行使できるい合はない」との見解に立つて「請求人に没収しないままで所有せしめるさいのである。」としたうえ、「所論のいうように、裏書にした。との意識となったにしても犯人以外の者に属し没収できない、となっとは、保安処分上遺憾なことであるばかりでなく、到底首肯できる理論求人の所には、保安処分上遺憾なことであるばかりでなく、到底首肯できる理論求人の所である。」と判示し、本件約束手形が偽造部分をも含め請求人の所であるとしても、右の約束手形はなんぴとにおいても、偽造されたまでは、のであるとしても、右の約束手形はなんぴとにおいても、偽造されたまでは、のであるとしても、その意味において刑法一九条二項の要件を充足している前においても、高半決には、所論の点に理由不備の違法はない。

なお、所論は、その他の点についても原判決には理由不備があるとし、原判決が本件請求を棄却した理由について種々の角度から論難しているが、その実質は原判決が判決理由中で述べている法律論を非難するものであって、理由不備の主張には当らない。論旨は理由がない。

二、 法令の解釈適用の誤りの主張(同第二点)について

所論は、本件約束手形が偽造部分をも含め犯人以外の第三者である請求人の所有に属することは証拠上明らかであるにもかかわらず、原判決が本件没収を正当化したことは、原判決が部分没収の場合には、刑法一九条二項の適用がないと判断したものと解せられるのであつて、原判決は右の点について同条項の解釈適用を誤つており、この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかである、というのである。

いる刑法一九条二項は、ほんらい考える必要のないことであり(この場合、せいぜい刑訴法四九八条の表で足りる。)、また、仮に偽造部分について、何らかの意味において部分的にせよ、物の所有権の完全性が侵害されるとみる余地があるとすば、当該部分が行使禁止に置かれる以上(請求人は、行使禁止に置かれること、なわち偽造されたものでないことを争つているものではなく、もつぱら偽造部分を含め本件約束手形の所有権を主張していることは、後記のとおりである。)、結局右刑法一九条二項の「其物犯人以外ノ者二属セサルトキニ限ル」との要件は観念的には、当然充足しているものと認められるのであり、原判決も前記一のとおりには、当然充足しているものと認められるのであり、原判決も前記一のとおりとおり、の見解(右の意味において、本件約束手形の偽造部分は、請求人の所有に属しない)をとつているものと解せられるから、所論の点について原判決が刑法一九条二項の解釈適用を誤つているとは考えられない。

次に所論は、請求人は本件約束手形の偽造部分の没収により「財産喪失の結果」をもたらすのであるから、「第三者所有物の没収手続法」によらなければ、本件約束手形の偽造部分を没収することができず、本件没収の裁判は、同法に違反しているから取消すべきであると主張する。

るから取消すべきである。 なるほど、約束手形の偽造部分については、同法二条以下の手続によりとして没収値であるとの見解のある〈要旨第二〉ことは否定できない(同旨の判例としてであるとの見解のある〈要旨第二〉とは否定できない(同旨の判例としてである。 「法律上没収することのできない物について没収の裁判が確定した」(同法と、一項)にと、すなわち、没収の確定裁判が実体法上違法なことを理由ときるであっているのであっているのであり、ことがである。と同法のであるというだけでは、本条によるのであり、ことがによるのがによるのがによるの規定した場である。と同法の立案者によが許されないのに、裁判の表判をしてでは、と同法の立るとだけを理由とする取消し請求は、同様に理由がないものとして棄却とも、そのことだけを理由とする取消し請求は、同様に理由がないもの業がによるのではないをいる、「財産喪失の結果」とい、「遡求権の行使も不可能」とか、の点については、振出が偽造であるとい、「遡求権の行使も不可能」とか、の点については、振出が偽造であるよく、「適求権の行使も不可能」とか、の点については、振出が偽造であるよくのものではない。)

なお、その他請求人が本件没収の裁判の取消請求において、その理由としてあげているところを検討してみても、実体法上の違法理由としては、ただ本件約束手形が偽造部分をも含め請求人の所有に属していると主張するだけで、他に本件約束手形の没収部分が偽造されたものでないとか、その他没収要件を欠いているとかの主張はなく、またそれに添うような証拠も提出していないから、本件没収の裁判には取消すべき理由があるとはいえない。右と同旨の原判決には所論のような法令の解釈適用の誤りはなく、論旨は理由がない。

釈適用の誤りはなく、論旨は理由がない。 以上のとおり本件控訴は理由がないから、「第三者所有物の没収手続法」一三条 七項、刑訴法三九六条によりこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 向井哲次郎 裁判官 山木寛 裁判官 中川隆司)